

大分大学医学部附属病院児童虐待対応委員会細則

平成24年9月28日制定

平成24年医学部附属病院細則第4-4号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく、院内における児童虐待の早期発見及び児童虐待への迅速な対応を行うために設置する大分大学医学部附属病院児童虐待対応委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項及び対策)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 被虐待の疑いのある児童の早期発見及び早期対応に関すること。
- (2) 被虐待児童及びその家族への対応に関すること。
- (3) 児童相談所等の院外関係機関（以下「児童相談所等」という。）との連絡及び連携に関すること。
- (4) 児童虐待への対応マニュアルの作成に関すること。
- (5) 児童虐待への対応等についての啓発に関すること。
- (6) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）附則第5項に規定する児童虐待の有無の確認に関すること。
- (7) その他児童虐待への対応に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 小児科の科長
- (2) 小児科の医師 2人
- (3) 整形外科、脳神経外科及び高度救命救急センターの医師並びに周産母子センターの産科・母性部門及びNICU部門の医師 各1人
- (4) 副看護部長 1人
- (5) 小児科病棟の看護師長
- (6) 医事課長
- (7) 医療ソーシャルワーカー 1人
- (8) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第2号から第4号まで、第7号及び第8号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第4号まで、第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び緊急対応責任者)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(会議の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員が、事故等やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(チャイルドプロテクションチーム)

第9条 委員会は、児童虐待への迅速な対応を行うため、チャイルドプロテクションチーム（以下「CPT」という。）を置く。

- 2 CPTは、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 児童虐待の疑いがある旨の連絡を受けた場合において、児童相談所等に対する通告の可否を検討すること。
 - (2) 第8項ただし書の場合において、児童相談所等に通告すること。
 - (3) その他児童虐待への対応に関し必要な事項
- 3 CPTは、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) リーダー
 - (2) 小児科の医師 1人
 - (3) 当該児童を担当する診療科の医師 1人

- (4) 当該児童を担当する看護師長 1人
 - (5) 当該児童を担当する医療ソーシャルワーカー 1人
 - (6) 医事課の職員 1人
 - (7) その他委員長が必要と認める者
- 4 リーダーは、第3条第2項の委員のうちから委員長が指名する。
 - 5 リーダーは、CPTの業務を総括し、必要に応じてCPTを招集する。
 - 6 第3項第2号から第7号の委員は、児童虐待の疑いがある旨の連絡を受けた都度、リーダーが指名する。
 - 7 リーダーが欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめリーダーが指名する構成員がその職務を代行する。
 - 8 CPTにおいて検討した検討結果は、速やかに委員長に報告する。ただし、リーダーが緊急かつ迅速な対応が必要と判断した場合は、児童相談所等に通告の上、委員会において報告する。
 - 9 CPTの検討結果は、別に定める様式により記録の上、保管しなければならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成24年9月28日から施行する。
- 2 第3条第1項第2号から第4号まで及び第7号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成25年医学部附属病院細則第1-13号)

この細則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年医学部附属病院細則第4-4号)

この細則は、平成30年10月1日から施行する。